

史

林

第十四卷 第一號

昭和四年一月發行

(通卷第五十三號)

研 究

近世の生んだ二大史家

三 浦 周 行

(一)

近世文化の基調は、前代の指導階級であつた僧侶の餘りにも我固有文化に無關心であつた反動として、國民自覺の擡頭となつたところにある。尊内卑外は其一表現であつて、佛教は排斥せられ、僧侶に依つて説かれたものとは別な意味で、朱子學の眞面目が發揮され、神道、國史、國文、國語、

和歌、有職故實等の研究が頓に勃興して來た。而かも近世の初期の指導階級のすべては殆ど儒者であつたから、佛教文化を蟬脱し乍ら尙ほ支那文化の影響を多分に感受するを免れなかつたのが、其特異な色彩といへるであらう。此時代の寵兒として二大史家が現はれた。其一人は水戸の義公であつて、他は新井白石である。

義公は文藝復興の時代に於て「學問は四民共にする事なれど、就中士たる者宗と勤むべき事ぞ」といつて學問を奨勵したばかりでなく(西山公隨筆)自身も精進して「和學漢學は勿論、諸宗の佛學神書醫書算數詩文聯句詩餘和文和歌武藝等何によらず御存知被遊候」といはれた程である。(桃源遺事)排佛は烈公程でなかつたが、「今時の僧は文盲にして佛の戒を知らず」といつて此種の僧侶を輕んじた事は掩はれぬ。而して彼れは副將軍といはれ、御三家の隨一であつた水戸家に生れ乍ら、常に我主君は天子也、今將軍は我宗室なり、あしく了簡仕取ちがへ申まじ」と側近者にもらしてゐたといはれ、毎年元旦には沐浴して庭に下り、西の方京都に向つて遙拜し、江戸邸に勅使御出の節は、例格を破つて、玄關の階下で送迎し、將軍を大君杯と書いて天子と紛るゝことを戒め、修史の傍ら編纂した禮儀類典、扶桑拾葉集等を進獻して御感に預つ

た。大日本史の如きも、夙に勅撰に擬せんとしたのである。又嘗て後西上皇の御題(雪朝遠望)を賜つては詩を賦して乙夜の覽に供へたり、御硯の銘(鳳足)を作りまゐらせては御製の和歌及び序を賜はつた事がある。貞享元年後西上皇は平松時庸を遣されて香合を義公に賜つたが、是時「水戸多年心入之程叡感不淺候御遠慮も有之故表面よりは態勅書も無之、此度院使之次、新に勅製の香合、壹合其上に新枕之二字被染宸翰賜之者也」云々との仰せを傳へさせられてゐる。(大日本史編纂記録)彼れの尊皇は朝廷に於ても大に御嘉納になつてゐた事が知れよう。

是時に當つて義公が神道集成、禮儀類典、釋萬葉集、大日本史の編纂に着手したのは時代の色彩の最も濃厚な現れであるといへるが、就中紀傳諸志を備へた一大國史の編纂を企てたのは亦或意味に於て彼れの尊皇の精神を具體化する爲めであつ

たといふことが出来る。

(二)

義公は古來我國に於て、支那の紀傳體の修史を實現せんとした第一人者である。彼れは其初一念を達成せんが爲めに史材を全國に募り、其間國境を超越したばかりでなく、學派の異同、年齢の老若等をも眼中に置かなかつた。殊に史料の蒐集に主力を注ぎ、苦心を重ねたのであつて、家藏の圖書を祕して示すまいとする縉紳家の爲めには、新たに本替（圖書の交換）の方法を案出して、豫

期以上の成功を收め、又史臣を全國に派遣して、あらゆる史料を採訪させ、別して南朝の史料は、一紙半紙と雖ども遺漏なきやうにと督勵して已まなかつた事實がある。斯る大事業では多大の經費を要したこと勿論であるが、一藩の財政状態や、完成迄に多數の年月を要する事をも顧慮したものか、出來得る限り無用の失費を節約し、史料は購

入する代りに借賃を拂つてもこれを謄寫し、それも全寫の代りに必要の部分丈の抄録に止め、又抄録の代りに校正に止めさせた杯、微細に互つた用意は聊か彼れに取つて不似合と思はれる程であつて、彼れが鄙客の名をさへ得たのも、さこそと領かれるが、そこに人知れぬ隠れた苦心がほの見えるのである。彼れは又本史の編纂の傍ら、史臣を督して諸家の系圖や、花押の研究にも従事させてゐる。

それらの事は此曠古の大業に取つて喫緊な基礎工事ともいふべき豫備的行爲であるが、私の既に發表紹介したところであるから、こゝにはこれを省いて、専ら義公の修史上の意見を見る事としたい。これ史家として値打附けらるべき彼れの識見其者であるからである。

義公はみづから監修した歴史の史體についても將た其史論についても、手を拱いて史臣に任せ切

つてゐたものでは決してなく、みづからもよく考へて論を立てた。それが單なる事實の記述に止めないで、史筆の間に道徳的批判を交へたのは春秋や史記の影響に外ならぬ。修史上の彼れの意見は所謂大日本史の三大特筆に反映してゐるが、其一たる神功天皇紀を立つる代りに、后妃傳に下したのは、彼れ自身其持論を道祖に口授して書かせた神功皇后論一編を史臣に示し、彼等が相集つて熟讀した結果其卓絶の識見英偉の議論に服した爲めであつた。（元祿十二年十二月十五日中村願言安積澹泊より井上玄桐宛書状案）其根據は皇后が攝政

に止つて、御踐祚の事實がなかつたと申す事の外に是迄餘り世人の注意に上りもせず、又筆にするを憚るべき理由もないではない。即ち皇后が遠征を事となされ嫡庶の序次を亂し、武内を寵用なされた事に對する一種の反感である。（西山公隨筆）これは彼牝鶏の晨する戒から女帝に對して一般的に

好意を有たなかつた漢學者に共通な見地からであつて、林家の本朝通鑑の如きも同一の意見であつた事が、其凡例に據つて窺はれるけれども、同書は矢張一紀を立てゝあるから、不徹底の譏を免れることが出來ぬ。

次は天皇大友即ち弘文天皇の爲めに一紀を立てた事であるが、此場合は天武天皇を篡奪と認めて日本書紀の曲筆を排したものである。これには後の史臣の間にも可なり激しい異論を免れなかつた三宅觀瀾の門下で、元祿十二年に彰考館に入り、享保十二年にて其總裁となつた打越樸齋の如きは兩帝に對する國史の記事は曖昧であつて、理非何れとも定め難いといひ、享保十一年に總裁となつた中島通軒の如きも、天皇大友の紀を立つるのは日本書紀の誤解に基くから「つぶし可然」とさへ極言してゐる。すべて此問題に限らず、南北正閏の問題の如きも、史臣の間には異説が紛々として

起つたが、義公は敢てこれを威壓することなく、充分に彼等の議論を盡くさせた末、此一事は自身に任せよ、天下後世自身を責めるものがあつても大義の爲めに筆は曲げられぬといつて漸く最後の決定を見た。(年山紀聞)故に此問題についても、人見傳には天武紀考證があり、吉弘元常には大友本紀論、安積澹泊には帝大友紀議があるが、打越は先人の定めて置いたものを今更改めるはよくないから其儘に差措いたらよからうといつて反對論を鎮めたとの事である。(大日本史編纂記録所収 打越樸齋意見)

次に安徳天皇と後鳥羽天皇、南朝と北朝との皇位の問題を決するに當つて、神器の所在に重きを置いたのも、正閏、名分の論から來てゐる事勿論であつて、支那思想をも多分に盛られてゐる。北朝の五帝の如き義公の意に出でたか如何かは尙ほ研究の餘地があるとはいへ、もとは列傳の中に

編せられてゐた。安積澹泊が始めて史館に入つた時にこれを見て、革命易姓の國で前代の歴史を編纂するならば格別、南朝といひ北朝といふも皆天祖の後で、今の天皇の御祖宗に當らせられるのであるから列傳に下すべきでないといつて、後に同僚と建議しこれを後小松天皇紀の首に置くこととしたのである。そこにも支那風な正閏輕重の色彩が餘りにも濃厚に現はれてゐる。其他道德的見地に重きを置き、破倫の行爲は抹削せぬ迄も記載を見合せるが如きも褒貶を意味する支那の史風に則つたものである。

されば史斷の結論に於ては當を得てゐるものであつても、其動機や過程に於ては必ずしも今日の史觀と一致せないものもないではなからう。

其他神代の古傳を本史に組入れないで、別に一志を立てたのは所謂怪力亂神を語らずとか、敬して遠ざくとかいつた支那思想の影響にも依つてゐる

る事を閑却することが出来ぬ。

(三)

次に新井白石も亦近世の生んだ史家として最も多くの特色を有つてゐる。其儒者であり乍ら我神代の古傳説に特殊の興味を有ち、國語國文有職故實諸家の系譜等についても造詣の淺からぬは時代共通の學風であつた。彼れは古來の歴史事相の推移を達觀して獨特の時代區分を試み、各時代々々の重なる出來事について、縦ひそれが政治的事相に偏した嫌ひがあるにもせよ、それ〴〵銳利なる觀察を下してゐる。殊に我神話を人事的に解釋する事については、それが學術的見地から見て正しい事か如何かは別問題として、白石の新しい試みはこれを認めねばならぬ。彼れは政治家として各方面の施設や其刷新に關する意見を立つるに當つて、必ずこれを其歴史に徴するを例としてゐるのであつて、歴史の應用方面に於ても、第一人者

であつたといへる。而して彼れが一生の歴史的考察に關する研究事項は、其範圍内政より外交に互つて、頗る廣汎であつた事も、他に比儔を見出さない。加之其研究方法の如きも、概して頗る微に入り細を穿つたものであつて、不完全乍ら今日の科學的研究に先鞭を着けたものと見るべきである。併し私がこゝで問題としようとするのは、白石の史的考察に於て窺はるべき尊皇の態度である。此點に於て其試金石となつたものは、正徳元年朝鮮通信使の渡來を機會に、彼れの意見に基いて現れた復號事件であつた。徳川幕府の初めに當つて家康が秀吉の朝鮮出兵に依つて醸された朝鮮の反感を緩和して、兩國々交の回復を圖り、宗氏をして専ら斡旋の勞を執らせたが、幾多の曲折のあつた後に、宗氏は漸く其目的を達して、慶長十二年に、朝鮮通信使の渡來が始めて實現されることとなつた。當時彼れの國書に、我將軍の事を日本國

王と書いてゐたのは、足利氏の時代からの慣例に

依つたものであるが、我將軍の書翰も亦同じく日本國王と書いてゐた。それについては、遺の足利時代でも、將軍がみづから日本國王と稱するは當を得ないとの議論があつて、日本國源某と書く事になつてゐた位であつて、徳川氏の將軍も其書

翰には、もと日本國征夷大將軍と書いてゐたのを宗氏が朝鮮の意を迎へて、國交の開始を望むに切なるの餘りに日本國王と書改めたものである。此事が後に發覺して責任者の處分を見たと共に、稱號問題が新たに審議されて、寛永十三年の通信使の時から、日本國王の代りに我提議に成つた日本國大君の稱號を用ゐることに定つた。然るに正徳元年朝鮮通信使の渡來に際して白石は大君の號は不當であつて、國王の號こそ正しいとの意見を強調したが、將軍家宣はこれを採用して、正徳元年から自他共に日本國王と稱する事に改つた。これ

が所謂復號事件である。

此白石の意見に對しては、當時内外共に反對意見が沸騰した。彼れの同門であつて、宗氏に仕へて朝鮮外交の事務に當りつゝあつた雨森芳洲の如きも激烈なる反對論を以て彼れに迫つた一人である。

日本國王の稱號が我國體に於て名分に於て臣子として憚るべき事は、古來國民感情の一致するところであつて、足利幕府以來の我外交慣例も亦これを立證してゐる。故に白石の意見は此國民感情と外交慣例とを無視した譏を免れないのである。頭腦明晰、論鋒銳利な彼れも、此問題に當つて反對論者の攻撃に對する辨駁の論旨が動もすれば前後矛盾を來し、曲解強辯に陥つてゐる事は、私に既に『新井白石と復號問題』に於て指摘したところである。

(四)

然らばこれを以て白石に尊皇心がなかつたものと看做すべきであらうか。

白石が我將軍を以て大君と稱するの失當を非難した理由の一つとして擧げたものに、大君の號の支那に於ける初見は周易にあるが、それには明らかに天子の意味に解され、説文にも三皇は大君なりと見えて居つて、我天皇に相當する、將軍みづから天皇と稱するは失態であるといふにあつた。白石が正徳元年七月十六日附で攝政近衛家熙に送つた書狀には(近衛公爵所藏、以下これに倣へ)「天朝の御事ハ、隋唐已來日出、日没、東西ノ天子と申し、其後武家勃興候しも、天皇と國王との名分たごへは天壤の位定り候ことくに候事、古今ノ史策の中筆ヲ不絶候、しかるに寛永ノ比、腐儒輩國體ヲ不知候て妄説ヲ呈し、國王と申す事ハ、我天子に疑ひあり、大君の號にしくへからすと申事にて、彼國に申して三百年ノ成規ヲ改め」云々といつて

國王を大君に改めた事を非難し、「雖然此事彼國より推して稱したるには無之、こなたより仰入れし事ニ候而、相因リ候事、既に三代八十年來の事ニ候處、唯今故なく改メさせ候事ハ、もし改メ候ハぬニおゐてハ此國彼國百萬ノ生靈ヲ塗炭ニマミルにて可有之歟、尤以大切之事ニ候故、某及はさる愚策を千里ノ外にめぐらし、公儀よりハ一事の仰出しもなく、たゞ某が一臂を揮ひ候までにて、外國を引動かし、やすらかに武家ノ舊號を用ひさせ候事ハ、武家すてに國王の號を復され候上ハ、我天皇の尊號自らもこのことくニわたらせ給ふ御事ニ候へは、日出處の日の光しはらく蝕し候ひしかご、今日ニ及ひ又明らかに光を増され候とも申すべく候歟」といつて、自家の功勞を自讃し、「しからは某此度の微功はひとり武家の御ためニもあらず、天朝の御ためにもあしかるへき御事とは申すましく候歟、いかゞ可有之歟、此事すこしも早ク

達台聽候やうにと草々言上如件」とさへ言つてゐる。同月五日附で、白石が同じく家熙に送つた書にも、略これと同意が見える「すへて此度の事外國を相手にとり候て、日本の恥辱を一洗、万代の長策を建申すへき事を、某一臂を揮ひ、衆議を排し申定メ候處ニ、事々彼國○朝鮮の事の輩屈服の事、身の幸ならず、我國の大幸○朝鮮の事は奉存候」云々、「まつ此一事あまりにうれしく奉存候間、ひそかに申上候、但しこれらの建議申損し候ハ、某老衰、下々の申すゆきかけの駄賃とやらむ申候へとも、いきて人ニ面をまもられ候ハんとも不存候ひしに誠に以て大幸之事ニも奉存候」とも言つてゐる。

是時白石の朝鮮外交事例の刷新に關する建議は國王の稱號ばかりでなく、頗る多方面に互つてゐたのであるが、朝鮮通信使に對する我待遇の厚きに過ぎた事についても、前記七月十六日の書狀中に「しかるに又此御稱呼の改り候ひし時より○國王を

大君に改め其使ヲ接待ノ禮、事の外に過キ候て、六た時ないふ十餘州ノ力ヲ用ひ盡して送迎せられ、我天使ヲ待せられ候ニ百倍し、海陸ノ道驛ノ中、朝晝夕の盛饌皆々七五三と申す事にて候、これ故彼信使いよ／＼尊大になりよく／＼の事にてハ客館の中ニ入候時に階下迄輿に乗り、上使などゝて大老などをつかはされ候に終に相迎候禮なども無之候キ」云々と言つて、朝鮮通信使を遇する事が勅使よりも厚い失態を憤慨して居り、又朝鮮通信使に對して我服制の備はらぬ事を慨して意見を上つたが、五月十九日附で家熙に送つた書狀に朝鮮の冠服が文武の制を別ち、如何なる淺官も皆其服を備へてゐる事を説いて「しかるに當時武家の儀あまりニ上下をわかたす候事ひとり武家の恥辱にあらず、本朝の瑕瑾と奉存候ニつき、なにこそ此たひハすこしなりとも盛儀を刷はれ候やうニと奉存候」云々と述べてゐる。(白石自身は武人として水干を着け

て應接する事を願つて許された。又朝鮮通信使賜宴の日に奏すべき樂目を辻伯耆守豊前守より撰進した事を六月二十八日白石が家熙に送つた書狀に説いて「本朝ノ樂ハ安摩二舞ノ二曲ハかりニ相見候、其餘皆々唐曲高麗部ニテ御座候、彼國人ノ觀候ハんにハ、本朝ノ樂ハ無之、唐高麗二部ノミ有之様ニ存しなし候ハん事ハ、國體におゐて不可然事歟ト奉存候」云々と言ひ、又「如此事を言上ノ事尤以憚候ヘトモすへて外土との出合には尤以て國體を重ク奉存候愚管ニ付、不及默止候」と結んでゐる。彼朝鮮通信使の渡來の前年に京都の附近諸所の皇室御領に建てられた禁裏御領仙洞御領の榜示杭の文字を皇室が大名と同様に見らるゝは好しくない」と建議した結果、山科御料鳥羽御料等地名を冠する事に改められたのも同意に出でゝゐる。

白石は殆ど一人で日夜斯る外交事例の更正の議に盡瘁してゐたのであるから、其辛勞は涙ぐましい

程であつた。八月二日附で家熙に送つた書狀にも通信使の退京が十月中旬とならうと思はるゝ事を説いて「然れば今より三四ヶ月ノ間ハ某儀も晝夜に焦勞可仕事ト奉存、只今迄ノ事ニだに精力耗散仕候ニ、いかゞ可有之歟とよほと退屈に奉存候」と我れ乍ら不安を感じてゐたらしい。而かも其功を以て將軍の盛徳に歸した事は十二月十八日家熙に送つた書中に「此外此度の新例ニつき議論たひたひの事にて、皆々某相謀り候ことクニ事調り候事畢竟上の御盛徳により候歟」といつてゐるので知られる。

是等の白石自筆の書狀に表現された事は又彼れの自叙傳なる折焚柴の記等の記事と一致する。若しそれが眞に白石の詐らざる告白であつたならば彼れの議論や其實行には縦ひ非難を免れないものがあつたとしても、彼れの心事は尊皇愛國の高潔なる理想に出でゝゐたものであつて、寧ろ推奨す

るに足りるものがあつたとせなければならぬ。換言すれば結果に於て悪くとも、動機は善かつたから善意の過失と看做さなければなるまい。それにしては白石程の學者が日本國王の稱號を用ゐる爲めに生ずべき重大なる結果に想到し得なかつたのは何故であつたか。

それについては、先づ第一に彼れが支那知識に基礎附けられた學問に禍された事を考慮すべきであらう。我武家を支那の霸王と同一視して日本國王と稱するが至當であるとしたところに根本の錯誤がある。第二には將軍の家臣であつた彼れの地位を考慮すべきであらう。彼れは讀史餘論に於て義滿の事業を論じた中に、「世態スデニ變ジヌレバ其變ニヨリテ一代ノ禮ヲ制スベシ、是即變通ズルノ儀ナルベシ、モシ此人ヲシテ不學無術ナラザラシメバ、此時漢家本朝古今事制ヲ講究シテ其名號ヲタテ、天子ニ下ル事一等ニシテ、王朝ノ公卿大

夫士ノ外ハ、六十餘州ノ人民悉其臣下タルベキノ制アラバ、今代ニ至ル共、遵用ニ便アルベシ」と論じてゐるが、これ彼れの天皇對將軍觀であり、又朝幕觀念であつたらうと思はれる。彼れは又「本朝ノ皇室ノ式微シ候テ、遂ニ武人ノ大名トナリ候ハ、武家ヨリ論ジ候ハ、賀シ候事ニテ候」とさへも言つたことがある。(新安手簡) されば其尊皇愛國の觀念は尊將軍の觀念と抵觸せない範圍内に限定さるべき事勿論であつて、言はゞ第二次的のものであつたと見られても辯解の辭はあるまい。これについて興味ある事は、東山天皇の皇子秀宮(直仁親王)に從來皇子を僧侶にし奉る先例を破つて、親王宣下があつて、それが閑院宮家となられた事は、もと／＼、東山天皇の叡慮に出て、居り、關白近衛基熙が其女婿たる將軍家宣に勸説した爲めでもあつたらうけれども、白石の同様の建議に依つた事も與つて力があつたのであつて、彼れ自

身其報恩ニ報イマキラセシ所の一事也」と自讃してゐる程である。實際閑院宮から入つて大統を繼がせられた光格天皇が出でさせたまうた。然るに老中としての令名が高く所謂寛政の治の實現に偉功のあつた松平定信は將軍の命を承けて、内裏造營の工を董した時には、工事請負の先例を破つて高札者に落し、古制に基いて輪奐の美を復し、光格天皇の歡感を蒙つた程の尊皇家であつたが、天皇の御生父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊號を上らせたまふべき叡慮があらせられ、それが御美はしき御父子の御情愛に出でた事であるにも拘らず彼れは敢然としてこれを拒み奉り、さては中山愛親等の諸卿を江戸に召して勅許を待たずに處罰するが如き不遜事を敢てしたのは、當時幕府にも、將軍の生父一橋治済を大御所として西丸に迎へようとの計畫があつたのを阻止せんが爲め、皇室のこれに似通うた事件に向つても、強硬に拒み奉つ

たものであると見られてゐるのであつて、定信としては前後頗る矛盾した不可解の行動の如くに思はれるが、實は彼れの立脚地が幕府にあつたからの事で、境遇の罪に外ならぬ。白石の如きも、彼れの時に若し同一の事情が幕府に存在したならば、亦閑院宮御取立に反對したかも測られぬが、其事のなかつたが爲めに、尊皇の態度を以て一貫する事が出来たのは、彼れに取つてはせめてもの僥倖であつた。縦ひ第二次的であつたにもせよ、彼れの尊皇心の發露はこれを表彰せなければならぬ。

(五)

白石が身幕臣であり乍ら、斯様に名分觀を失はなかつた事は、和泉堺の唐金屋喜右衛門興隆が享保四年渡來の朝鮮使節に賜るべき詩を示した中に支那の事を華といふ文字を使用してゐるのを咎めて、支那人が自國で華と呼ぶは差支ないが、日本人迄が支那人の稱呼に倣つて華といふのは國體の存

在を知らぬ卑劣な學生の申す事であるからよく
御了見ありたいとの意味を述べてゐるのである
（大槻文彦氏藏六月十五日唐金屋喜右衛門
興隆宛白石書狀）同じ事は義公にもあつた。唐土を
中華と稱するは、其國の人には相應であるが、日本
よりいつてはならぬ、「日本の都をこそ中華と云べ
けれ、何そ外國を中華と名んや、其いはれ無」とい
つたのがそれである。（西山公隨筆）これは兩人が均
しく我國史に親み其理解があつたからであらう。

義公が年七十で薨じた元祿十三年には、白石は
四十四歳であつて、櫻田の邸に甲府綱豊（後に將
軍となつて家宣と改む）に仕へた侍講として、世
間的には餘り知られてゐなかつたから、義公と彼
れとの間には交渉がなかつたが、義公の死後、彰
考館の總裁であつた安積澹泊とは常に書信を通じ
てゐた。新安手簡二卷は其産物である。是等の書
信の中には、修史上の意見も少くない。大日本史

の所謂三大特筆の一であるところの神功皇后を天
皇紀に入れる代り、后妃傳に入れた事は義公の神
功皇后論に依つて決定した事前に説いた通りであ
るが、白石も此事については澹泊に質して、大日
本史がこれを后妃傳に收めた事を知つたと見え、
白石の澹泊に送つた書中に、「神功后の事、今度御
寫被下是にて事は決し候様に幸甚の至に御座候」
と白石もこれに同意を表してゐる、而かも水戸の
議論の根據は、皇后の御行爲に懽焉たるものあ
つた爲めであるから、白石も「春秋の法を見候に
も、國惡の事は微婉の筆のごとくに相見へ候、其
國に在ては、大夫の賢者をだにそしり候はぬと申
候に、ましてそれより上の事○皇后の御事をいふ。に候へば吻
を容るべきやうは無之事、只々國史の儘に候て、
事は濟候はん事勿論に候」といつてゐる。但訴を
聽くにも片言ばかりでは事の理非決し難き事であ
るから、兩造の言をよく聽いた上で決を採るべき

事を指摘して、忍熊皇子が、大友皇子杯の如く反逆の名を千載の後迄も免れたまふ事なきは、如何にしても残多くいたはしき事に思ふといつてゐる。澹泊は又白石が國史には三大疑がある(一)仲哀天皇崩後の事(二)仁徳天皇御即位の事(三)天智天皇崩後の事がそれであるが、國史には諱んで筆を曲げてあつて直筆とは見えぬといつたのを尤であると共に、御尋之三條皆々故中納言殿常に心を御用ひ、日本史編集の主意全く是より起り候て

毎度議論被申候事に御座候」といつて、自己が義公の旨を承けて編纂した仲哀天皇より壬申功臣迄八篇の寫を白石に示して他人に示さず、其中に若し失當の説もあらば内々にて洩されたいと告げ、「天武篡奪の事も明白には難申出候故、天武にては婉曲ニ申置、壬申功臣大伴吹負に至て切直に論じ申候、依之壬申功臣の一篇をも相添懸御目申候言外の意味何分にも御亮察被成可被下候」といひ

更に白石の疑議に對しては「右の大疑は皆々國家の大關係、此度蒙御尋候事甚中青紫、常々國史ニ御心を御用ひ被成候御見識の程乍憚感嘆敬服仕候事に御座候」といつてゐる。白石のこれに對する批評は明らかでないが、神功皇后の論について見ても、大體に於て衝突はなかつたものと思はれる。これに據つて見ても、白石は間接に大日本史の編纂に交渉がなかつたとはいへぬであらう。

(七)

私は今此二大史家の思想や業績を考察するに當つて彼等を生んだ時代の淵源に溯り、更に降つて彼等の歿後の推移に想到せざるを得ないのである。信長が義昭を擁して中央を手に入れた事は風雲の志を同じうした同時代の同僚の間に共通の傳統的理想を實現するに成功したものとといへる。併し時勢はいつしか驚くべき進展を遂げて將軍否認に迄進めて行つた。それには其原因が種々あつたけ

れども、別けても應仁文明の戦亂以來、將軍の無能の現實暴露が將軍に對する威信を失墜させると同時に、幕府に依つて築かれた皇室と國民との間の障壁が撤去されて、國民は赫々たる天日を仰ぐことが出來た爲めに、是迄多年人爲的に壓迫され來つた尊皇心の擡頭となつた。されば信長も義昭を擁立して入京するが早いか、これと反目する間柄となつたが、其理由の第一に、「御參内の儀光源院殿○義輝の事御無沙汰に付て果而無御冥加次第事舊く依之當御代之儀年々無懈怠様にと御入洛の刻より申上候處、早被思食忘、近年御退轉無勿體候事」を擧げて義昭が參内を怠ることを數へたのは注意すべきであらう。信長は源平遞興てふ武士の間の傳統的信念を裏切つて、みづから足利氏に代つて將軍たらんともせず、權大納言から内大臣、右大臣にと累進して立派な公卿となりおほせた。其後繼者としての秀吉も亦其體に倣つて大納言から内

大臣、關白となつた。これが時代の色である。一般の文化も亦此大勢に順應して儒學は君臣の名分を明らかにすべき朱子學が行はれ、神道、國史、國文、和歌の勃興皆王朝文化の特徴がこゝに甦生したのである。其間皇室は率先して學問御獎勵の模範を御示しになつてゐる。社會も亦武士中心の階級意識は薄らいで大名も町人も社寺も對外的活動心に燃えてゐた。そこに前代未聞の變兆が現れてゐる。此重大な時期に當つて、徳川氏が出で幕府を復活し、皇室を抑へ奉り、社會階級を還元するに力め國を鎖して國民の對外活動を阻止したのは、いはゞ一種の時代錯誤であり、少くとも時代の大勢に逆行するものであつた。當然の結果、政治上、社會上、到る處に矛盾や無理が生ずる。公武の間に正面衝突を來して、天皇の御遜位ともなれば、繪旨の破棄ともなつたのを始めとして社會各方面に變態的文化的發生となつたのである。見よ用心

深き幕府も、自家の運命を呪ふべき朱子學を獎勵する一事丈は時代の大勢に順應せざるを得なかつたではないか。大日本史の如きは畢竟此變態的文化の一大産物と看做すことが出来る。飽迄も其仕ふるところに忠實な白石の意見や施設が、却て其同僚の非難を招いたのも、又此白石をして第二次的にもせよ、尊皇心を懷抱させたのも、亦皆斯様な變態的文化の一件奏に外ならぬ。

然るに近世も中期となつて、國學者が漢學者に代つて思ふ存分指導精神を發揮するやうになつた後の我文化は更に其方向を轉換して、支那文化の影響も漸次薄れ行くこととなり、これと共に國民自覺は一層純真となり熱烈となつて來た。折も折幕末に勃發した外交問題は更にこれに油を注ぎ火を點じたから、御政事向きの事は一切御委任と稱して、強硬に朝廷の容隊を拒絶し來つた幕府自身も、國論の手前みづから屈して勅裁を仰ぐに及

んで自然と政治組織の解體を來し、更に志士浪士乃至町人百姓の擡頭につれて、社會的階級制度の崩壞を見て、幕府の瓦解に終つた。斯くて近世文化の基調と幕府の創立との間に生じた相容れない不自然なる缺陷はならされて、こゝに其落ち着くところに落ち着いたのである。大日本史が此大勢を馴致するに與つて力のあつた事はいふ迄もないが、白石の如きも、其一生の業績中例へば讀史餘論が幕末維新の際に活躍した志士の經典たる山陽の日本外史に糧を與へた點杯から見れば、亦決してこれと没交渉であつたといふことは出來まい。